

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

【令和5年4月1日施行】

宮城県

- （１） 建設工事における総合評価落札方式の改正について**
- （２） 建設関連業務における入札・契約制度の改正について**
- （３） 建設関連業務における検査規程等について**
- （４） その他改正について**

(1) 建設工事における入札・契約制度の改正について

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について



1. 総合評価落札方式の改正

1) 背景

- 評価項目「東日本大震災での対応実績」特例措置運用から10年経過
- 近年頻発する多種多様な災害
 - ・大雨や短時間強雨の頻発化による災害の激甚化・頻発化
 - ・「高病原性鳥インフルエンザ」や「豚熱」等の防疫措置



2) 改正内容

- 「東日本大震災での対応実績」の廃止
- 災害対応に直結する「指定地方公共機関」や「防災協定」の重要性、訓練及び災害等への対応実績、近年頻発している「家畜伝染病の防疫措置」など、建設業が担う「地域の守り手」としての多様な取組・実績をより高く評価



3) 改正による効果

「地域の守り手」である地域建設業の育成・継続
⇒地域防災力の強化

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について



評価項目「災害対策基本法に基づく指定地方公共機関等の有無」

⇒ 評価点のかさ上げ

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
0	—	0	—	指定なし
2	良	3	良	災害対策基本法に基づく指定公共機関（国指定）
4	優良	5	優良	災害対策基本法に基づく指定地方公共機関（県指定）

- 入札公告日において災害対策基本法に基づく指定公共機関または指定地方公共機関の有無を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの指定状況を申告することができる。
- 指定公共機関とは、入札公告日において災害対策基本法第2条第5項に基づき内閣総理大臣の指定を受けた団体等をいう。（団体一覧表 http://www.bousai.go.jp/taisaku/soshiki/s_koukyou.html）
- 指定地方公共機関とは、入札公告日において災害対策基本法第2条第6項に基づき宮城県知事の指定を受けた団体等をいう。（団体一覧表 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/km-sitei-miyagi.html>）
- 確認資料（落札候補者のみ提出）は入札参加者の所属する団体が災害対策基本法に基づく指定公共機関または指定地方公共機関に指定されている場合、入札公告日において当該団体に加入していることを証する書類を提出する。

評価項目「防災協定締結の有無（指定地方公共機関等の団体においては、当該機関の

業務と同等の目的で締結した協定を除く）」 ⇒ 評価点のかさ上げ

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
0	—	0	—	防災協定なし
1	標準	2	標準	県以外（国，市町村）との防災協定（配備体制等含む）あり
2	良	4	良	県との防災協定あり（配備体制等含む）
3	優良	5	優良	県との防災協定あり（配備体制等含む） かつ工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店あり

- 入札公告日において県、国又は県内の市町村と防災活動に関する協定締結の有無を対象とする。
- ただし、指定公共機関及び指定地方公共機関である団体が、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務と同等の目的で締結した防災協定は除く。
- 県との防災協定は県内全域に拠点等を有し、支援体制を確保できる各種業界団体と締結することを基本とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの協定を申告することができる。
- 確認資料（落札候補者のみ提出）は防災協定の写し及び防災活動に対し一定の役割を果たすことを証明する書類（配備体制図又は配備要領等が明示されているもの）とする。また、入札参加者の所属する団体が防災協定を締結している場合には当該団体に加入していることを証する書類を提出する。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績があれば実績として認める。

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について



評価項目「災害時の配備体制及び訓練実施の有無（過去1年間）」

⇒ 評価項目追加・評価点のかさ上げ

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
0	—	0	—	実績なし
2	優良	2	標準	実績あり（防災協定に基づかない）
		3	良	実績あり（防災協定の目的を達成するための訓練）
		4	優良	実績あり（複数の防災協定（業務が同等の目的であるものを除く）の目的を達成するための訓練をそれぞれ実施）

- 災害時の配備体制に基づき、防災協定の目的を達成するための訓練や公共土木施設災害の応急対応等に資する訓練の実績を対象とする。
- 配備訓練の実績は当該工事の開札日の属する年度の直前1年度、及び当該工事入札公告日までの宮城県内での実績を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。
- 入札参加者は「（参考資料-5）災害時対応の実績説明資料」に必要事項を記載し提出する
- 確認資料（落札候補者のみ提出）は下記のすべてとする。
 - ・ 災害時の配備要領または配備体制図等
 - ・ 配備訓練実施計画に基づき落札候補者が訓練を実施したことを確認できる資料
 - ・ 配備訓練実施状況写真

防災協定に基づく訓練や複数回(目的別)の訓練を重点評価



2点(標準)

【防災協定に基づかない訓練】

- ・ 防災協定に基づかない訓練(公共土木施設災害の応急対応)
- ・ 過去1年間に1回でも実績があれば評価

3点(良)

【防災協定に基づく訓練】

- ・ 防災協定に基づく訓練
- ・ 過去1年間に1回でも実績があれば評価

4点(優良)

【防災協定に基づく訓練(目的別)】

- ・ 防災協定に基づく訓練(目的別)
- ・ 過去1年間にそれぞれ1回以上の実績があれば評価

例. 目的:建設 大規模災害に基づく実績
 目的:防疫 家畜伝染病に基づく実績

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について



評価項目「災害時における地域貢献の実績の有無（過去5年間）」

⇒ 評価項目追加・評価点のかさ上げ

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
0	—	0	—	実績なし
2	優良	2	標準	実績あり
		3	良	実績あり（工事箇所を所管する土木事務所管内の実績の場合）
		4	優良	実績あり（複数の防災協定について、それぞれ対応した実績の場合、又は単一の防災協定であっても過去5年間で2回以上対応した実績の場合）

- 災害等発生時における巡回パトロール、応急対策、救援活動等の地域貢献の実績を対象とする。
- 「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務への協力に関する協定書」に基づく実績も可とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前5ヵ年度及び当該工事入札公告日までにおける、宮城県内での実績を対象とする。
- 契約に基づく対価の支払いを受けたもの又は受ける予定のものは対象としない。（ただし、協定等に基づくものは有償も対象とし、関連した緊急随意契約案件も含むものとする。
- 義援金、募金、援助物資等の金品の提供のみについては対象としない。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。
- 実績資料（落札候補者のみ提出）は災害時地域貢献に対しての国、県又は市町村の証明書（公印又は担当職員2名の記名押印）とする。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。
なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績があれば実績として認める。

防災協定に基づく実績を重点評価
（複数防災協定・それぞれの実績／単一防災協定・複数回）

大河原土木事務所管内発注工事の場合

2点(標準)



【実績あり】

3点(良)



【工事箇所を所管する土木事務所管内での実績あり】

【複数防災協定それぞれの実績】



- 協定A 建設
大規模災害に基づく実績
- 協定B 防疫
家畜伝染病に基づく実績

4点(優良)

・少なくとも1つは土木事務所管内での実績

または
【単一防災協定・複数回の実績】



- 協定B 防疫
家畜伝染病に基づく実績
- 協定B 防疫
家畜伝染病に基づく実績

・いずれもは土木事務所管内での実績

- 凡例
- 対象工事箇所
 - 地域貢献実績箇所
 - 工事箇所を所管する土木事務所管内
 - 工事箇所を所管する土木事務所管外

・工事箇所を所管する土木事務所管外での実績
・防災協定に基づく、基づかないによらない

・工事箇所を所管する土木事務所管内での実績
・防災協定に基づく、基づかないによらない

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について



評価項目「東日本大震災での対応実績（震災特例評価項目）」 ⇒ 廃止

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
0	—			実績なし
1	良			東日本大震災での対応実績あり（県内の国、市町村施設）
2	優良			東日本大震災での対応実績あり（県施設）

●東日本大震災での県管理施設および県内の国、市町村施設の応急対策、ガレキ処理等の実績を対象とし、緊急的な概算契約（随意契約）の実績も対象とする。（東日本大震災での応急対策として市町村からの受託で県が実施したものは、県施設としての実績対象とする。）

●市町村には、県内市町村で構成される一部事務組合を含む。

●宮城県知事の感謝状又は礼状をもって対応実績とする場合は、県施設の対応実績とみなす。また、県内市町村長、東北地方整備局長、東北農政局長いずれかからの感謝状又は礼状をもって対応実績とする場合は、県以外の対応実績とみなす。

●東日本大震災での対応実績は、平成27年度末までに入札公告のあった応急対策やガレキ処理等を実績の対象とする。なお、感謝状又は礼状については、平成27年度末までに受けたものを対象とする。

●当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

●実績確認資料（落札候補者のみ提出）は下記のいずれかとする。

・宮城県知事、県内市町村長、東北地方整備局長、東北農政局長、一部事務組合の長いずれかから東日本大震災への支援に対する感謝状又は礼状の写し。これ以外（所長、課長等）からの感謝状又は礼状は対象としない。（ただし、各団体への感謝状又は礼状により対応実績とする場合は、東日本大震災時に入札参加者が当該団体に加入していたことを証する書類も提出する。東日本大震災時に入札参加者の加入が確認できない場合は対応実績の対象としない。また、あて先のない礼状の場合は、送り状や封筒などで確認する）

・契約資料の写し（感謝状又は礼状が無い場合に必要）

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について



1. 総合評価落札方式の改正

(価格以外の評価項目一覧：標準型（実施工計画型 一般土木工事用）)

評価の視点		評価項目	R 4. 4 改正 (現行)		R 5. 4 改正 (改正案)		備考		
			評価点	評価点 持ち点	評価点	評価点 持ち点			
技術力	企業評価	同種工事の実績（過去15年間）	0.500	6.50	0.500	6.50			
		工事成績評定（過去5年間の平均）	1.000		1.000				
		優良建設工事施工業者表彰等（過去5年間）	2.000		2.000				
		ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.500		0.500				
		建設キャリアアップシステムの事業者登録状況	0.500		0.500				
		地理的条件	2.000		2.000				
	配置する 技術者の 評価	同種工事の実績（過去15年間）	1.000	9.00	1.000	9.00			
		工事成績評定（過去5年間の最高評点）	3.000		3.000				
		宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の（監理）主任技術者としての実績（過去5年間）	3.000		3.000				
		継続教育（CPD）の取組状況	1.000		1.000				
		ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	1.000		1.000				
社会性	労働福祉	建設業退職金共済制度導入の有無	0.364	3.00	0.364	3.00			
		退職一時金制度・企業年金制度導入の有無	0.182		0.182				
		障害者雇用状況	0.727		0.727				
		労働条件の明示	0.727		0.727				
		女性のチカラを活かす企業の認証取得状況	1.000		1.000				
地域性	地域・貢献	県内企業の活用計画割合	1.000	9.50	1.000	12.50 (+0.5点)			
		宮城県または県内市町村の管理する道路の除融雪業務の実績（過去5年間）	1.000		1.000				
		宮城県または県内市町村の施設管理業務の実績（過去5年間）	1.000		1.000				
		宮城県のスマイルサポーターとしての実績（過去5年間）	0.250		0.250				
		改正 県内での災害時における 地域貢献の実績	災害対策基本法に基づく指定地方公共機関等の有無		2.000		2.500	(+1.0点)	評価点嵩上げ
			協定の有無		1.500		2.500	(+1.0点)	評価点嵩上げ
			災害時の配備体制及び訓練実施の有無（過去1年間）		1.000		2.000	(+1.0点)	評価点嵩上げ／評価項目追加
		実績の有無（過去5年間）	1.000		1.500		(+0.5点)	評価点嵩上げ／評価項目追加	
	県内での企業の社会的責任等（CSR）の実績（過去2年間）	0.750	0.750	0.750	(-2.0点)				
	震災貢献	東日本大震災での対応実績	2.000	2.00	0.000	0.00	廃止		
働き方改革	生産性向上	ICT施工・3次元化等の活用提案	2.000	2.00	2.000	2.00			
	処遇改善	建設キャリアアップシステムの活用提案	1.000	1.00	1.000	1.00			
施工計画等	施工計画等	施工の手順（工程表）	-7.500	15.00	-7.500	15.00			
		品質管理の頻度・方法	~ 15.000		~ 15.000				
		施工上の課題に対する技術的所見							
中 計			48.00		49.00	(+1.0点)			

(2) 建設関連業務における入札・契約制度の改正について

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について



1. 管理技術者の担当業務数の一部緩和（一般競争入札・指名競争入札）

1) 背景

- これまでの建設関連業務の入札では、業務の履行確保、品質確保の観点から、「配置する管理技術者の担当業務数が5件以下であること」とする入札参加条件を設定
- 企業においては宮城県業務を1件でも受注してしまうと、管理技術者の能力に関わらず入札参加機会が得られなくなるため、宮城県業務を敬遠し、入札不調や一者応札といった弊害が懸念



2) 改正内容

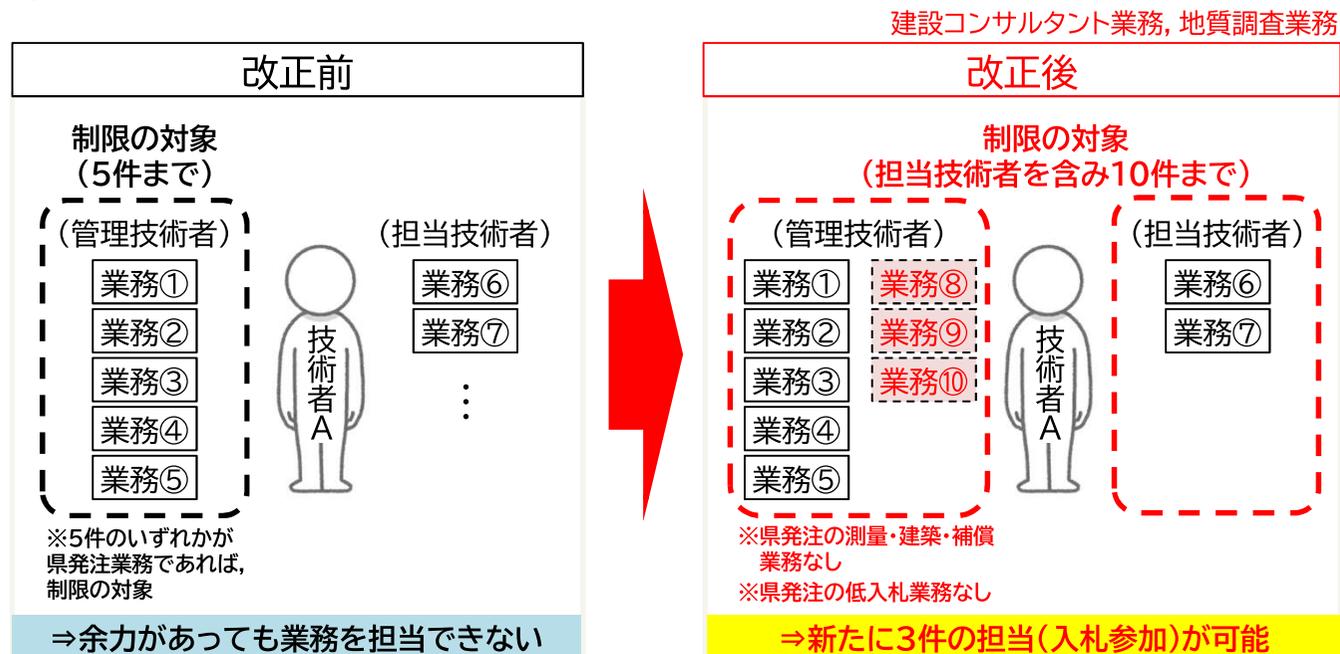
- 建設関連業務の一部（建設コンサルタント業務及び地質調査業務）において、以下の条件をいずれも満たす場合に、管理技術者の担当業務数の上限を「担当技術者※としての業務数も含めて10件まで緩和」するもの。
※ 管理技術者のもとで業務の実施を担当するもの
 - （条件1） 県発注の測量、建築、補償業務の管理技術者でない場合
 - （条件2） 県発注の低入札業務の管理技術者でない場合
- 上記以外の業務については、当面の間、従前どおりの5件制限を継続

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について



1. 管理技術者の担当業務数の一部緩和（一般競争入札・指名競争入札）

3) 改正のイメージ



4) 改正による効果

- 入札参加条件の緩和により、参加者数の増大による競争性の確保
- 管理技術者の受注機会が拡大し、有能な技術者の確保・育成の促進
- 低入札条件の設定により、低入札のさらなる抑制を図る

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について



2. 総合評価落札方式の改正

・管理補助技術者の適用年齢基準の引き上げ

1) 改正内容

- 若手（40歳以下）及び女性技術者の入職・定着促進及び育成を目的に導入している管理補助技術者制度について、さらなる活用促進を図るため、若手の年齢条件を45歳以下まで引き上げるもの。

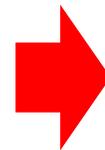
	配置技術者		配置技術者を補助する者	総合評価	
	若手技術者 (H30.4導入)	女性技術者 (H31.4導入)		配置技術者評価 (補助を置く入札)	完成後の実績 (別の入札参加時)
現 行	40歳以下	年齢不問	管理補助技術者	補助技術者の実績で評価	配置技術者と補助技術者の両方を実績として認める
改正後	45歳以下				

(技術士の資格を取得した場合…)



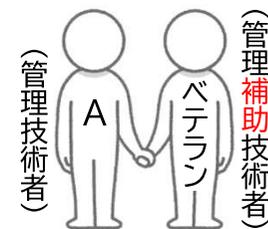
技術士取得
42.5歳※

※ 技術士の平均取得年齢 (日本技術士会)



管理補助技術者を活用し
管理技術者経験の蓄積を

2年程度
サポート



○ベテランが業務品質を担保
○双方で実績を獲得

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について



2. 総合評価落札方式の改正

評価項目「**専門技術力（過去3年間の業務成績評定（同業種の最高点））**」

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
10	優	10	優	過去3年間の同業種の成績が86点以上
7.5	良	7.5	良	過去3年間の同業種の成績が84点以上86点未満
5	良	5	良	過去3年間の同業種の成績が82点以上84点未満
2.5	標準	2.5	標準	過去3年間の同業種の成績が80点以上82点未満
0	—	0	—	過去3年間の同業種の成績が80点未満または実績なし

- 宮城県発注の同業種における直前3ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務の最高得点で評価する。
- 業種とは、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5つを指し、同業種とは当該業務の入札公告に記載の参加資格の承認を受けている業種と同一の業種を指す。
- なお、当該業務が複数業種の場合は、いずれかの業務が同一であれば同業種と見なす。
- なお、令和7年度までに評価基準を「過去5年間の平均点」に改める予定であり、今後、段階的な期間延伸を想定している。
- 実績が無い場合は加点しない。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同業種の実績とする。
- 過去3年間の同業種の成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

1) 改正内容

- 建設関連業務の総合評価落札方式では、「企業評価」において、「専門技術力（過去2年間の同種業務の成績）」を評価しているが、企業の優良な成績を確保し、適切に評価する観点から、対象期間を過去3年間に延伸するとともに、評価の対象とする業務の範囲を拡大（同種業務→同業種）するもの。

⇒ 「対象期間」を順次拡大, 令和7年度から「最高点→平均点」へ変更

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について



2. 総合評価落札方式の改正

評価項目「専門技術力（過去3年間に担当した同種業務の成績）」

現行		改正後		評価基準
配点	評価	配点	評価	
20	優	20	優	過去3年間の同種業務の成績が86点以上
15	良	15	良	過去3年間の同種業務の成績が84点以上86点未満
10	良	10	良	過去3年間の同種業務の成績が82点以上84点未満
5	標準	5	標準	過去3年間の同種業務の成績が80点以上82点未満
0	—	0	—	過去3年間の同種業務の成績が80点未満または実績なし

●宮城県発注の同種業務における直前3ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務の技術者評定の最高得点で評価する。

●実績が無い場合は加点しない。

●過去3年間の同種業務の成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

●若手技術者（入札公告日時点で満45歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

1) 改正内容

- 建設関連業務の総合評価落札方式では、「技術者評価」において、「専門技術力（過去2年間に担当した同種業務の成績）」を評価しているが、技術者の優良な成績を確保し、適切に評価する観点から、対象期間を過去3年間に延伸するとともに、評価の対象とする業務の範囲を拡大（同種業務の数量条件を除外）するもの。

⇒ 「対象期間」を順次拡大

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について



2. 総合評価落札方式の改正

(価格以外の評価項目一覧：簡易型（実績重視型）)

評価の視点		評価項目	評価点	R5改正箇所	
企業評価	資格・実績等	専門技術力	過去10年間の同種業務の実績	2.00	2年→3年 同種業務→同業種
			過去3年間の同業種の業務成績(最高点)	2.00	
			過去5年間の業務表彰の実績	2.00	
	業務の品質	品質管理	ISO9001 認証の取得	2.00	
		情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	2.00	
	社会的責任	地域貢献	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績	2.00	
			防災協定締結の有無	2.00	
			過去2年間の県内での災害時における地域貢献の実績	2.00	
		環境対策	ISO14001 又は、みちのくEMS認証の取得	2.00	
	労働福祉	障害者雇用状況	2.00		
	働き方改革	「女性のチカラを活かす企業」認証の取得	2.00		
	地理的条件	当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在	2.00		
	業務実施体制	再委託状況	(-6.00)		
事故及び不誠実な行為	過去1年以内の指名停止または文書警告	(-6.00)			
技術者評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	4.00	28点 2年→3年
			技術者の継続的学習状況	4.00	
	専門技術力	過去10年間の同種業務の実績	4.00		
		過去3年間に担当した同種業務の成績(最高点)	4.00		
		過去5年間に担当した業務の表彰の実績	4.00		
	情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	4.00		
専任性	手持ち業務数	4.00			
実施方針	業務理解度	業務の目的・設計条件	業務の目的と設計条件の理解度(1,500文字+別紙様式2,000文字)	10	25点
	実施手順	業務実施手順	業務実施手順の妥当性等(750文字)	5	
	業務提案	業務の手法	照査における具体の手法・工夫等(1,500文字+別紙様式2,000文字)	5	
		その他	有益な代替案や重要事項の指摘等(1,500文字+別紙様式2,000文字)	5	
価格以外の評価点 合計			77点		
価格評価点			50点		
総合評価点			127点		

(3) 建設関連業務における検査規程等について

(3) 建設関連業務における検査規程等について

【背景】

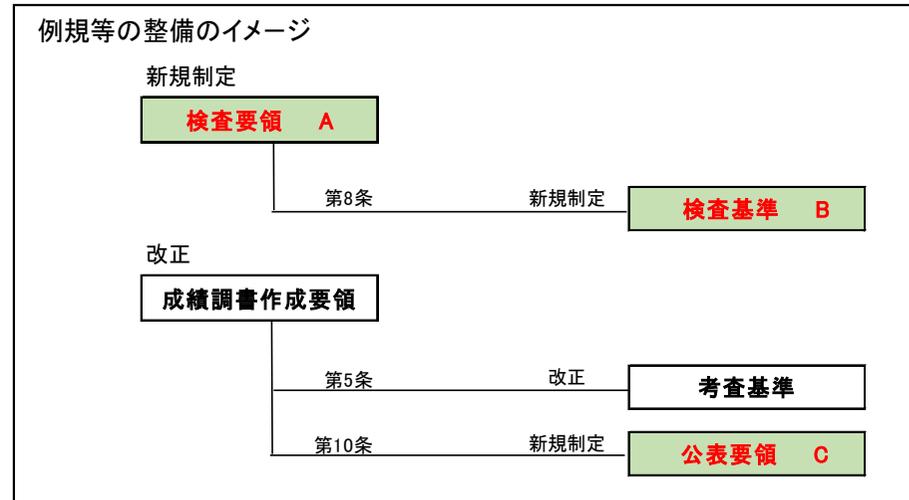
○令和元年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)において、災害への対応強化や働き方改革の促進等に加え、調査・設計の重要性が新たに規定された。

○公共工事に関する調査等(測量、地質調査、その他の調査及び設計)の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすとして広く本法律の対象に位置付けられた。

○同法に基づく基本的な方針及び運用指針においては、この公共工事に関する調査等についても、公共工事と同様に、発注者として完了の確認を行うための検査を適切に行い、業務の成果を評価し、業務成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知することとされている。(別紙1法令参照)

現行の建設関連業務における例規の制定状況

項目	(参考) 建設工事	建設関連業務
条例・規則	建設工事執行規則 [契約課]	財務規則 [会計課]
契約約款	工事請負契約書 [出納局長通知]	設計業務等委託契約書 [副知事依命通達]
監督規程	県請負工事監督規程 [訓令甲・事業管理課]	建設関連業務監督規程 [訓令甲・事業管理課]
検査規程	県工事検査規程 [訓令甲・検査課]	- A
検査基準	県工事検査基準 [検査課]	- B
成績評定要領	県工事成績調書作成要領 [検査課]	建設関連業務成績調書作成要領 (農/水/土/出 連名)
成績評定基準	同上	建設関連業務成績調書審査基準 (農/水/土/出 連名)
成績公表要領	宮城県工事成績審査結果公表要領 [検査課]	- C



【制定及び改正項目の概要】

①宮城県業務委託検査要領【制定】(A)(B)

用語の定義や検査の種類、検査基準、技術審査、検査の復命等を要領として明文化。また、全国自治体の事例を参考とし、検査規程と検査基準を一本化し検査要領として、その中で検査基準を規定

②建設関連業務成績調書作成要領【改正】

審査基準の改正及び公表要領を新規追加

③建設関連業務成績調書審査基準【改正】

【参考】1 事故及び不適切な事項等による減点の適応事例について一部変更

④宮城県建設関連業務成績評定公表要領【制定】(C)

成績評定の公表に関し、建設工事に準じて必要事項を規定

(3) 建設関連業務における検査規程等について

①宮城県業務委託検査要領【制定】(A)

■主な制定内容

- ・第8条(検査の基準) 「宮城県業務委託検査技術基準」(B)を定め、適合状況の確認を義務化
- ・第9条(技術審査) 業務着手後と完成前にそれぞれ条件等の照査を行うための中間技術審査及び完成前技術審査を行うことができるものとする

②建設関連業務成績調書作成要領【改正】

■主な変更内容

- ・第5(評定の方法等)に規定する「建設関連業務成績調書考査基準」を一部改正
- ・(新)第10(考査結果の公表)「宮城県建設関連業務成績評定公表要領」を新たに追加

③建設関連業務成績調書考査基準【改正】

■主な変更内容

【参考】1 事故及び不適切な事項等による減点の適応事例について一部変更



「総合評価落札方式における提案内容に不履行等があった。」を追加

④宮城県建設関連業務成績評定公表要領【制定】(C)

■ 主な制定内容

成績評定の公表に関し、建設工事に準じて必要事項を規定

■ 公表する内容

業務の対象種別毎に、3件以上の業務実績を有する受注者の業務成績考査結果の平均点を算出し、当該平均点が80点以上の受注者を公表

■ 対象業務

宮城県が発注した業務において、前年度（4月1日～翌年3月31日）に完了し考査を行った契約額が100万円以上の業務

■ 対象業種

測量、地質調査、単純調査、調査・計画、設計業務を対象（※発注者支援業務等を含む）

■ 除外規定

- (1) 設計JV（設計共同体）の業務実績は除く
- (2) 受注者が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合は除く

(3) 建設関連業務における検査規程等について

《品確法のうち調査等の品質確保に関する部分を抜粋》

別紙1

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成元年6月14日施行)

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

公共工事の品質確保を促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(法第9条)

8 調査等の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の品質確保が重要な役割を果たしており、その成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。このような観点から、公共工事に関する調査等についても、公共工事と同様に、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、国及び地方公共団体並びに公共工事に関する調査等の発注者及び受注者がそれぞれ下記の役割を果たさなければならない。

- (1) 調査等における発注関係事務の適切な実施
- (2) 調査等における受注者当の責務に関する事項
- (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格に応じた入札及び契約の方法等

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)(法第22条)

II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

2 測量、調査及び設計 2-4 (適切な検査・業務成績評定等)

受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。各発注者は業務成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準の策定に努める。

(4)その他改正について

1. 建設工事等における電子保証の取扱いについて

1. 概要

建設工事及び建設関連業務で、「電子証書の提出」を可能とし、受注者における事務負担の軽減・ペーパーレス化を図ります。

2. 電子による提出を可能とする証書

令和5年4月1日以降に提出される、**保証事業会社※が発行する契約保証証書、前払金保証証書、中間前払金保証証書とします。**（受注者が、電子か紙か選択可能です。）

（※北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社）

保険会社による保証証書・証券及び金融機関による保証については、**従来どおり紙媒体による提出とします。**

3. 電子保証の手続き等

電子保証での提出を希望する場合など、電子保証の手続きや申し込み方法等については、各保証事業会社へお問い合わせください。

4. 契約書の改正

この取扱いの開始に伴い、契約書の改正を行います。令和5年4月以降に契約する際は、改正後の契約書を使用してください。

改正前の契約書で契約している場合で、電子保証での提出を希望する場合は、変更契約が必要となります。

この他、諸条項を改正予定です。最新の様式は、契約課ホームページに掲載します。

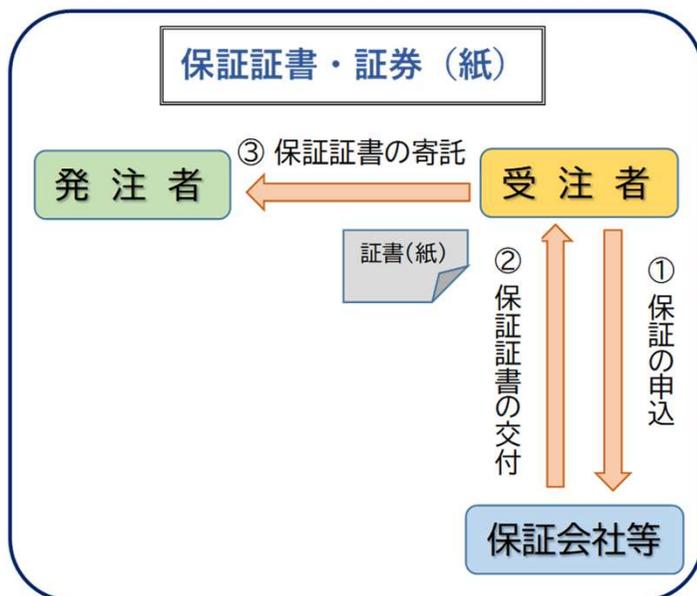
1. 建設工事等における電子保証の取扱いについて

5. 電子証書の確認方法

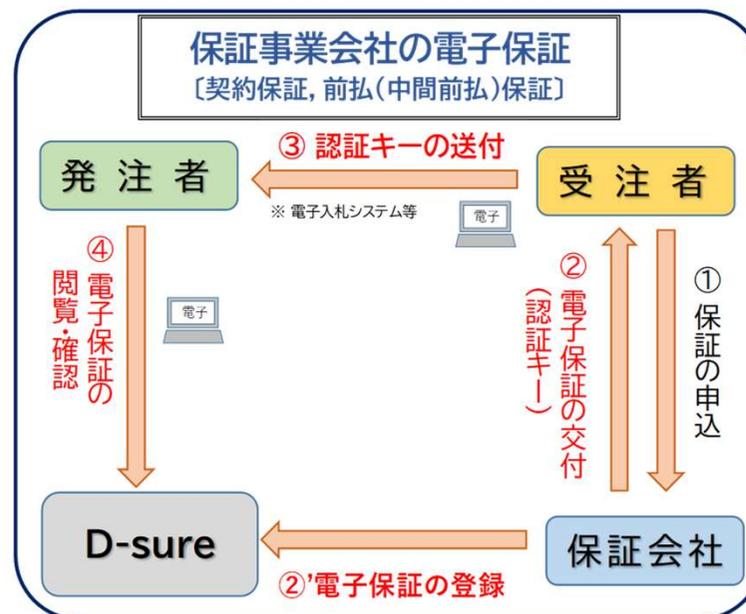
受注者は、保証事業会社から交付された**認証キー（暗証番号）**を、**建設工事等電子入札システムの資料提出機能**や**電子メール**で発注者に提出します。

発注者は**インターネット上のプラットフォーム（D-Sure）**により、**クラウド上に登録されている電子証書を閲覧**し内容を確認します。

紙媒体の証書



電子証書



【建設工事及び工事関連業務の要綱・要領，様式】

 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>

【総合評価落札方式の手引き】

 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html>